

令和7年 第11回浅口市農業委員会議事録

令和7年11月14日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏 名	出欠	担当区域	氏 名	出欠
1	大 橋 繁 雄	出	金光1	瀬 良 哲 哉	出
2	渡 邊 清 志	欠	金光2	藤 丘 廣 志	出
3	友 田 陽 勝	出	金光2	安 田 文 彦	欠
5	古 城 富士夫	出	金光3	荒 木 秀 樹	出
6	川 崎 英 俊	出	金光3	菰 口 清 司	出
7	柚 木 栄 蔵	出	鴨方1	吉 川 孝 之	出
8	吉 田 潤 市	出	鴨方1	杉 本 正 彦	出
9	虫 明 伸 吾	出	鴨方2	瀬 嶋 富士夫	欠
10	平 田 信 二	出	鴨方2	虫 上 行 治	出
11	渡 邊 豊	欠	鴨方3	山 下 善 弘	出
12	齋 藤 孝 実	出	鴨方3	山 下 眞 治	出
13	岡 田 直 樹	出	寄島1	中 濱 稔 文	出
			寄島2	大 島 明 敏	欠

事務局

事務局長 山本 省吾

書記 谷口 輝昭 書記 古城 章弘

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議 事

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第39号 農用地利用集積等促進計画について

日程第4 報告事項

報告第14号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和7年12月15日（月））

議 長	開会（午後１時３０分） 時間になりましたので、第１１回浅口市の農業委員会を開催したいと思います。
	本日は、お忙しい中、農業委員会の会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。
	まず初めに、本日の会議について渡邊会長が急遽体調不良ということで欠席することになりました。そこで、会長代理の私友田が会長代理として議長を務めさせていただくことになりました。微力ではございますが、円滑な会議の運営に努めさせていただきますので、皆様方のご協力を何とぞお願い申し上げます。
	それでは、早速ではございますが、本日の会議を始めさせていただきます。慎重審議にご協力をお願いいたします。
	これより令和７年度第１１回浅口市農業委員会を開催いたします。
	ただいまの出席人数は１０名で定足数に達しております。また、推進委員は１０名の参加であります。
	会議時間短縮のため、質疑応答は着席のまま行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。
	日程第１、議事録署名委員の指名を行います。
	本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条の２項の規定により、議長において８番吉田委員、９番虫明委員を指名いたします。
	日程第２、会期の決定についてを議題といたします。
	会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、会期を本日１日とします。
	日程第３、議事に移ります。
	なお、１１番渡邊委員から欠席の連絡を受けております。補足説明は、該当地区の推進委員からしていただきたいと思います。なお、２番の渡邊会長もそうですね。
	議案第３７号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。
	それでは、６４３番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は、２ページになります。
	議案第３７号農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和７年１１月１４日提出。
	番号６４３、土地の所在地は鴨方町六条院中です。畑、４６６平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、山下眞治推進委員、補足説明をお願いします。
委 員	渡邊委員に変わりました説明をさせていただきます。
	位置図は１ページ、２ページになります。
	場所は、〇〇〇〇から西へ約１００メートルぐらいのところになります。労力不足

によるということ、譲受人は近くで耕作をされており、今回所有権移転になっています。特に問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいまの説明で質疑はありませんでしょうか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

 それでは、643番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。

 続きまして、644番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 番号644、土地の所在地は全て鴨方町小坂西です。番号644－1、田、190
平米。同じく644－2外といたしまして、田、2筆、336平米、畑、1筆、22
1平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡し
の理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられ
ます。よろしく願いいたします。

議 長 次に、虫明委員、補足説明をお願いします。

委 員 はい、9番虫明です。

 地図は3ページ、4ページをお開きください。

 こちら見に行ったんですけど、もうきれいに草も刈って、耕作の準備をされておら
れるようです。いいように野菜などを作られると聞いております。別段何も問題ない
ようなんで、皆さんよろしくをお願いします。

議 長 ただいまの説明で質疑はありますか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

 それでは、644番の件についてご異議はありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

 続きまして、645番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 番号645、土地の所在地は鴨方町鴨方です。畑、693平米。譲受人は、〇〇〇
〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲
受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいた
します。

議 長 次に、6番の川崎委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番川崎です。

 地図のほうは、5ページ、6ページになります。

 ここの土地は、一応年に一度ぐらいは誰かに頼んで整備をされていましたが、どう
にも追いつかなくなりまして、たまたまこの〇〇〇〇さんなんですけど、農業のほう
を楽しんでやりたいということで、管理をされると聞いております。何も問題はない
と思います。審議のほうよろしくをお願いします。

議 長	ただいまの説明で質疑はありませんでしょうか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、645番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、646番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号646、土地の所在地は寄島町です。畑、607平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、12番の齋藤委員、補足説明をお願いします。
委 員	齋藤です。
	位置図のほうにつきましては、7ページ、8ページになりますので、お開きください。
	譲渡し人の方なんですけれども、数年前に相続をされたんですけれども、やはり住所、住んでるところと管理地が遠いということで、草刈り等管理がちょっどこまねいているというふうな情報の下、今レモン関係を随分進めてる、そのメンバーの方の一人がこちらのほうの土地を所有したいというふうな旨の申出がありまして、今回こういった申請に至っております。場所につきましては、〇〇〇〇から西へ約1キロほど離れまして、近くのランドマークとしては〇〇〇〇があります。県道を渡りまして、その位置から約100メートルほど西になろうかと思えます。作付はレモンで、適正な管理が見込められるものと判断いたしました。何も問題なしというふうに思います。よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、646番の件についてご異議ありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認めて、許可することに決定をいたします。
	続きまして、647番の件について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号647、土地の所在地は鴨方町鴨方です。畑、143平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、6番川崎委員、補足説明をお願いします。
委 員	6番川崎です。
	地図のほうは、9ページ、10ページになります。

	土地の場所は、〇〇〇〇に面してます。それから、東に行ったところで、ちょうど町なかになります。こちらの土地のほうですが、ちょうど家の裏側になりまして、そこを菜園にしたいということで、家庭菜園として使いたいということで承っております。現在もこの近くですが、家庭菜園の菜園を営んでおります。何も問題はないと思います。審議のほうよろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、６４７番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、６４９番の件になりますが、〇〇〇〇委員が当事者となっている案件になります。推進委員は農業委員会法第３１条の規定による議事参与の制限の対象ではありませんが、公正を期すため、〇〇〇〇委員には当該案件の審議が終了するまで退席をお願いします。
	(〇〇〇〇委員 退場)
議 長	それでは、６４９番の件について事務局からの説明を求めます。
事務局	番号６４９、土地の所在地は全て金光町占見新田です。番号６４９－１、田、７３１平米。番号６４９－２、田、６１９平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、１番大橋委員、補足説明をお願いいたします。
委 員	１番大橋です。
	地図は１１、１２ページです。
	場所は、〇〇〇〇からすぐ１５０メートルぐらい東に寄って、〇〇〇〇のちょうど斜め前ぐらいのところです。今、それでもう別に労力不足、譲受人からの話も聞き、適正な管理が見込めるものと判断しました。別に問題はないと思います。審議のほうよろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、６４９番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	〇〇〇〇委員に入室をしてもらってください。
	(〇〇〇〇委員 入場)
議 長	〇〇〇〇委員に報告します。
	第６４９番は許可されました。

事務局	続きまして、６５２番の件について事務局の説明を求めます。 番号６５２、土地の所在地は全て鴨方町本庄です。番号６５２－１、田、１３９平米。番号６５２－２、田、６１４平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議長 委員	次に、７番柚木委員、補足説明をお願いします。 ７番柚木栄蔵。 地図は１３ページ、１４ページ、この物件は持ち主がちょっと耕作するのがちょっとえらいと、そういう話の中で譲受人と話をして今回まとまったものです。別に問題ないと思いますから、よろしくお願いいたします。
議長 委員 議長	ただいまの説明で質疑はありませんか。 なし声 質疑なしと認めます。
委員 議長	それでは、６５２番の件についてご異議ありませんか。 異議なし声 異議なしと認め、許可することに決定します。
事務局	続きまして、議案第３８号農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とします。 ６４０番の件について事務局の説明を求めます。 ３ページになります。
議長 委員	議案第３８号農地法第５条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和７年１１月１４日提出。 番号６４０、土地の所在地は全て鴨方町六条院中です。番号６４０－１、田、１，２１１平米。番号６４０－２外として、田、４筆、１，４２７．０８平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は、露天資材置場。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第２種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地です。よろしくお願いいたします。 次に、山下眞治推進委員、補足説明をお願いします。 山下です。 地図は１５ページ、１６ページになります。
議長	場所は、〇〇〇〇から南へ約３００メートル、〇〇〇〇寄りになります。ここは、昨年から〇〇〇〇するために造成をして、今まであった住宅との間になります。両側に高い擁壁がある谷底みたいなところで、今回露天資材置場ということで、県に盛土の申請も同時に出されて、土木委員のほうからも承諾をいただいているということで、特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいま説明がありました。 質疑はありませんでしょうか。

委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。 それでは、この件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。 続きまして、641番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号641、土地の所在地は全て鴨方町六条院中です。番号641-1、田、73平米。番号641-2外として、田、36筆、2万1,931平米、畑、1筆、37平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は、工場及び倉庫。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地外です。また、本件ですが、許可適当と認められた場合、3,000平米を超える案件であるため、農地法の規定により、次回の岡山県農業会議常設審議委員会へ許可適当の意見を付して諮問します。同委員会で確認等を経て、許可が適当と認められた場合に許可書を交付します。許可日は、県による開発行為の許可日と同日となります。 以上です。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、山下眞治推進委員、補足説明をお願いします。
委 員	山下です。 これも地図は17、18ページで、〇〇〇〇から南東、100メートルまでないですかね、の場所になります。〇〇〇〇の間になります。〇〇〇〇沿いは今まで作付してたんですけど、〇〇〇〇に近くなるほど中に道もなく荒れ果てた状態で、鳥獣被害もあり、長年の懸案事項だったんですけど、今回こういうことで進んで、それも解消されるのかなというふうに思います。被害防除計画も適正に出されており、それから土木水利委員の承諾をいただいています。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいま説明がありました。 質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。 それでは、この件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。 続いては、659番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	6ページになります。 番号659、土地の所在地は全て鴨方町六条院中です。番号659-1、田、472平米。番号659-2、田、1,016平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇です。転用目的は、駐車場兼運動場、実習場。施設の概要は、〇〇〇〇。農

地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地です。よろしくお願いいたします。

議 長 次に、10番平田委員、補足説明をお願いします。

委 員 私もちっとまだここは十二分には把握してないんですけども、こういうのは初めてで申し訳ないとは思いますが、まだ1か月半ほどで、パトロールでまだ回つとる状態なんですけど、今日答えれる状態ではないんです。申し訳ないですが。

議 長 どうなんだろうかね、私が先日下見に行きました。どっちかというたら、地図が19、20ページなんで、この20ページのほうの〇〇〇〇っていうのが、もう〇〇〇〇ですかね、そちらになっておりますんで、こちらのほうも特に問題はないかと思えますとの説明になります。。

議 長 推進委員さんとか、そのあたり分かりますかね、〇〇〇〇の周辺。

委 員 大体分かります、多少は、はい。西のほうに、駐車場、農地パトロールしょつても過去に駐車場の許可を受けている場所の近くになります。

議 長 〇〇〇〇とかというのは、ちゃんとアスファルトか砂利か、どっちやったかな、駐車場になつとんですけど、ここはまだ、この2つはできてないんです。ただ、私が見た感じではもう駐車場に、利用がないんやったらしてもいいんじゃないかなとは思いましたが。

委 員 そうですね、問題はないと思いますけどね。

議 長 ただいまの説明で質疑はないでしょうか。

委 員 ちょっとすいません。これ地元の委員さんまだ、後任で1か月程しかたっていないということでまだ十分に把握されていないということなので、そのあたりはやはりちょつとお酌み取りいただいて、慎重に審議されたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけども。

議 長 どういたしましょうか。

委 員 周りに影響、その辺はもうないと思います。

委 員 事務局案件としてどうなんだろうかね。

事務局 現地のほうの確認を会長、会長代理等でいたしました。基本的に被害防除計画につきましても出されています。あと、排水等についても基本的に協議、他法令に関する協議もできておることですので、先ほど申し上げたように、許可要件を満たしていると考えられると言う説明になります。

委 員 よろしいですか、13番の岡田です。

今、委員がおっしゃられたように、農業委員の皆さんが現地を見られて、誰と誰の間でどういう話でこういう話がまとまって、こういう目的で、今回であれば5条で転用しますよということについて、特段周りの影響も見て、現地も確認して、問題ありませんということで皆さんが調査していただいて意見を言うことに意味があるわけですね。それを踏まえて、我々もそれでいいですねということでした承するわけですね。承認するということになるので、やはりそこは慎重に、まだ先ほど委員のほうか

	ちゃんと見られてないし、ちゃんと意見を言える状況じゃないというふうにおっしゃったのであれば、私もできれば持ち越して、ちゃんと調査して、委員として明確な意見を言っていて、それを皆さんが聞いた上で、それで異議も質問もないですねということで承認されたほうが、手続は公正にできるのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。
議 長	それでは、平田委員にもう一度、次回までに確認をしてきていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
委 員	はい、分かりました。申し訳ないです。
議 長	続きまして、６５０番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	７ページになります。
	議案第３８号農地法第５条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）。令和７年１１月１４日提出。
	番号６５０、土地の所在地は金光町占見です。畑、１４３平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。転用目的は、一般住宅。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第２種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、該当地区の担当委員であります渡邊会長が急遽欠席ということで、この前ちょっと下見で渡邊会長と一緒に回ったというところがありますので、私が補足説明をいたします。
	これは、ページ２１ページから２２ページにかけて、どっちかというたら旧鴨方大谷の途中から、これお寺さん何でした、〇〇〇〇。
	〇〇〇〇に上がる道筋になります。そのちょっと上がったカーブのところで、この地図でありますちょっと道沿いの細いところです。本体自体は、〇〇〇〇はこちらのほうは宅地になってるということなんで、そこに例えば家を建てるっていうふうに聞いてますので、それにつながる部分として、ここに農地が残ってても仕方がないんで、借り受けるというようなことで聞いております。特に問題はないというご意見でしたんで、私も特に問題はないと現地を見たときに思います。
	この説明で質疑はありますでしょうか。
委 員	ちょっと見に行ったとこで思ったんですけど。この畑の１４３のところへ建つわけじゃないので、実際のその場所というのが９１５－１か、９１５－２か知らないけど、そういうところはまるっきり分からんのですけど。どこに建つのか、よう分からない。
委 員	建つところは全然書いてないんですけど、どこに建つんですかと言われたら分かりません。
事務局	２１ページのもうその形で、もう家がなくて、ちょうど家の敷地になる。
委 員	あの四角なところ。
委 員	これ番地があるわけで、しかもこれいっぱいあるし。ちょっと見たとき。できりや

	あこっち、どっかへ出して、番地があれば分かりやすいんで。
委 員	要するに〇〇〇〇〇にすることということじゃな。
議 長	以上の説明で質疑はありますか。
委 員	なし声
議 長	質疑はなしと認めます。
	それでは、この件について異議はありますか。
委 員	異議なし声
議 長	じゃあ、異議なしと認め、許可することにいたします。
	続きまして、６５１番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号６５１、土地の所在地は鴨方町本庄です。畑、３１３平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。転用目的は、一般住宅。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第２種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、７番の柚木委員、補足説明をお願いいたします。
委 員	７番柚木。
	地図は１３、１４ページです。
	右上のほうへちょっと変形の土地がありますけど、これは娘さん夫婦が親元へ帰ってきて家を建てたいと、そういう話で今回申請したような状態です。別段親の元へ子供が帰ってくるのに問題はないと思いますから、審議のほうよろしく願いします。
議 長	ただいま説明がありました。
	質疑はありますか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、この件について異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	６５１番の件について異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、議案第３９号農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。
	事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の８ページになります。
	議案第３９号農用地利用集積等促進計画について。令和７年１１月１４日提出。
	それでは、説明いたします。
	番号２１から２６、この６件について、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。権利の設定を受ける者は５名、農地は１２筆、更新で、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。契約期間は５年以内が９件、１０年以内が３件になります。
	次に、９ページになりますが、（１）地目別設定面積については、田、９，３８６

	平米、畑、１，９７８平米です。
	以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	ただいま説明がありました。
	質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、この件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、承認することに決定をいたします。
	次に、日程第４、報告事項に移ります。
	報告第１４号農地法第１８条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。
	事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は、１０ページになります。
	報告第１４号農地法第１８条の規定等による合意解約通知について。令和７年１１月１４日提出。
	番号６４８－１、金光町占見新田、田、７３１平米。番号６４８－２、金光町占見新田、田、６１９平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は、令和７年１０月１０日。引渡年月日は、令和７年１０月３１日です。
	続きまして、番号６５４、鴨方町六条院西、田、１，７０１平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は、令和７年９月２５日。引渡年月日も、令和７年９月２５日です。
	番号６５７、鴨方町六条院西、田、８１６平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は、令和７年９月２５日。引渡年月日も、令和７年９月２５日です。
	以上です。
議 長	ただいま説明がありました。
	質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑はないようですので、報告を受けたことといたします。
	日程第５、その他に移ります。
	事務局からの報告がありましたら、お願いいたします。
事務局	①次回の農業委員会について
	②本日の研修（寄島地区）について
	③令和７年度市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について
議 長	ほかにはないので、本日の委員会は以上で閉会といたします。
	どうもご苦労さまでした。

閉会（午後 2 時 1 5 分）

上記顛末を記載した者は書記古城章弘であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年11月14日

浅口市農業委員会 会長

⑨

同 委 員

⑨

同 委 員

⑨